

令和 7 年第 1 回教育委員会定例会（秘密会）

開会年月日 令和 7 年 1 月 1 0 日（金）
場 所 教育委員会室

出 席 者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

2 協議

(3) 大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請について

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	枝 村 聡
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	佐 藤 勝 也
健康部生活衛生課長	中津山 学

教育長

それでは、秘密会を始める。

(3) 大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請について

教育長

協議の(3)大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請についてである。

こちらは本日、事務局から新たに提出された協議案件となる。

この案件は、練馬区保健所長から教育委員会に対しての意見照会に基づくものである。したがって、所管課長である生活衛生課長に、本日、ご出席をいただいている。よろしくお願いします。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、委員の皆様から何かご質問、ご意見があれば、お願いします。

岡田委員

幾つかあるが、この形の旅館というのは他区とかにあるのかということ、もしあった場合に、どのように使われているかを知りたい。

この写真だと、ここに旅館があるということは、地域の方は、知ることができないと思うのであるが、例えば、私がこの旅館を使いたいと思うときは、どのようにして申し込んだらいいのか気になるので、分かる範囲で教えていただければと思う。

生活衛生課長

こういった既存のマンションや、いわゆる民間のビルを活用したホテルは、近年、他区でも散見される。区内においても、室数が、お部屋の数に1桁台のホテルも若干増えてきたかという印象を持っている。

実際の利用のされ方というご質問もあったかと思うが、基本的には、一般的な旅行者、ビジネス客といったものを想定した運用がなされている。

それから、近隣の方に対する周知である。まず、近隣の方々には、計30世帯、事業者さんも含めて30件程度のご説明や、開業したい意向をポストで投函するなどの説明を行っている。

併せて、標識設置というものを10月7日に行っている。ビルの1階に、言わば公設掲示板のようなスペースがあるが、そちらにホテルの営業許可申請を出すといった標識を設置している。

また、オープンの際には、周辺から見えるような看板の設置を指導している。

予約の仕方であるが、こちらは基本的にはブッキングサイト、ホテルのホームページから個別に入るというよりは、広く、こういった種類のホテルを予約するサイトがあるので、そこで検索して、お客様はここにあるということを知ることができるというのが一般的かと捉えている。

岡田委員

現在のほかのところの利用状況の中で、例えば、外国の方が非常に多いという使われ方をしているのか、いわゆる旅行者がこういうところをよく利用しているのか、何か特徴的な利用の仕方というのはあるのだろうか。

生活衛生課長

実際、顧客層の把握というのは率直に難しいところはあるが、事業者から聞いているところでは、外国の方も含めてといったところで、一般の旅行者がお使いになっていると聞いている。

森山委員

株式会社バンデリエというところは、ほかにもこういった形態のホテルの旅館を営業されているのかということと、2室あって、2室ともは埋まらないと、必ずどっちか1つがお客さんが使うということの把握でよろしいだろうか。

生活衛生課長

まず、こちらの事業者であるが、事業者からの聴き取り、あるいは事業者のホームページで確認できるところでは、おおよそ四、五件の事業実績があるようである。23区で同じような形態のものや、いわば避暑地の別荘を転用するようなものであるとかということろを把握している。

それから、今回2室あるが、練馬区の条例において、従業員の常駐というものを定めているので、これはどちらかのお部屋に従業員が詰めていただくということは必ず守っていただかなければならない。したがって、2室同時に埋まるということはある得ないものだということになる。

森山委員

2つとも空いていた場合でも職員は常駐しているのだろうか。

生活衛生課長

いわゆる旅館として使っていない日があるのであれば、それは従業員の常駐を絶対求めるものではない。望ましいという範疇である。

仲山委員

実際には1部屋しか使わなくて、利益が上がるのかと、本当にここで旅館業をしようとしているのか、疑問に思ってしまうのであるが、その辺りはどうだろうか。

生活衛生課長

収支予定というのはなかなか難しいところはあるが、各種類似の事業者のホームページを拝見すると、持ちビルやマンションを1棟持っている所有者様に、運用をアドバイスするような事業者が散見される。あくまで、推測にはなるが、そういった事業者様が建物の所有者様に対しての運用をアドバイスしているという状況である。そういった業態が近年幾つか出てきているかと思っている。

森山委員

バンダリエという会社が、この1棟のオーナーではなく、2室だけをレンタルしているという状況である。ほかの部屋はここを賃貸なりして、借りて住まいとしているもの、また同じ階、3階の1室は普通の一般住民が住んでいるということか。

生活衛生課長

こちらのビルのほかのお部屋の使われ方というところでは、建築事務所が3階にある。2階と1階は美容室等が入っている。一般的な住居専用のものとして使われているお部屋はないと認識している。

仲山委員

教えていただきたいのであるが、1ページの教育委員会の意見というところで、徹底を図りたいとか、あるいは努められたい、取り組まれたい、これは業者に対して言っている文になっているのだろうか。

教育総務課長

こちらの保健所長からの照会に対して、保健所という組織に対して回答するということである。

今日、生活衛生課長、ご出席いただいているが、保健所の権限において、指導であったり、監督であったり、よほどひどいときには営業許可の取消し等々、権限を持っているので、権限を持っている所管に対して、しっかりと監督・指導してほしいと、立てつけとしては、そういう位置づけになる。

仲山委員

では、この業者には、教育委員会からの意見が来ているということは伝わるのか。もしかしたら、それは必ずしも伝える必要もなく、区としては、状況を見て、対応をするということだろうか。

生活衛生課長

まず、教育委員会のご意見を伺うことについては、旅館業法に定められているので、事業者はそのことを当然認識しておいてしかるべきである。

今回、ご意見いただいた際には、練馬区保健所から、教育委員会の意見として、事業者に対して指導を行っていくということになる。

教育長

よろしいだろうか。

では、まとめさせていただきたいと思う。

大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請については、本日で協議を終了し、いただいたご意見を踏まえて、原案どおり回答させていただきたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

以上で第1回教育委員会定例会を終了させていただく。